

児童生徒並びに保護者の皆さま

新地町教育委員会

新地町内各小中学校における5月8日以降の
新型コロナウイルス感染症にかかる対応について(お知らせ)

5月を迎え、鹿狼山の緑も色濃くなってまいりましたが、保護者の皆さまにはますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、皆さまもご存じの通り、新型コロナの感染症法上の位置づけが、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行することが正式に決まりました。

このことに伴い、町内各小中学校においては、以下の点に留意して、教育活動を実施いたします。

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、感染状況が落ち着いている「平時」においても、以下の感染症対策を講じて参ります。
 - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・適切な換気の確保
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。

なお、基礎疾患があるなどさまざまな理由により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。

また、児童生徒間でも着用の有無により差別・偏見等が無いように適切に指導を行います。新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。

引き続き、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導しますが、ご家庭においても、ご指導・ご協力をお願いします。
- 学校給食の場面においては、「黙食」を求めません。
- 授業参観、学校行事等の保護者の皆さまの参加については、人数制限は行わずに実施しますが、会場の収容人数等を踏まえることといたします。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、以下の措置を一時的に講じて参ります。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。

なお、感染した場合の出席停止期間については、「発症後7日間」から「発症後5日間かつ症状が軽快してから1日経過」に短縮となります。

この場合、授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「つながり続ける」、「学びを止めない」という観点で、当該児童生徒や保護者としっかりと情報交換した上で、一人一台端末を効果的に活用します。

- 濃厚接触者の取扱いについては、令和5年5月8日以降は、特定は行われな
こととなり、今後は、行動制限及びその協力要請は行われな
こと等を踏まえ、
 - ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の患者と感染対策を行わずに飲食を共にした場合であっても、直ちに出席停止の対象とはなりません。

なお、児童生徒に基礎疾患があったり、同居家族に高齢者がいたりといった合理的な理由があると校長が判断した場合、学校を休んでも欠席扱いにしない配慮をこれまで同様、続けます。この際、指導要録の「出席停止・忌引など」にカウントし、不利益が生じないようにいたします。

備考

- 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでが基準となります。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨することになりますが、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- 感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

3. 出席停止の措置及び学級閉鎖を含む臨時休業等の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、通常、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなります。

なお、同一の学級において「複数」の児童生徒等の感染が判明した場合が、ひとつの基準となりますが、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっていないおそれがない場合については、学級閉鎖等を行う必要はないとされています。

学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）が目安ですが、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断いたします。

4. 学校向けの衛生管理マニュアル改定概要

- 児童生徒の体温チェックや日常的な消毒作業は不要とのこと。
- 机やドアノブの日常的な消毒は必要ないとのこと。子ども同士の距離を保つための教室内での座席間隔の確保については削除。
- 感染拡大時の対策も緩和。これまで中止を求めていた合唱や調理実習、理科の実験といった感染リスクの高い活動も5類移行後は、近距離での発声を控え、身体的距離を確保した上で実施可能とのこと。

(引用)5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）（令和5年4月28日）

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和5年4月28日）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）

（事務取扱 新地町教育委員会 教育総務課指導主事 松本 0244-62-4477）